

市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

佐伯市長様 令和 年 月 日提出	所在地 (住所)											指定番号					
	名称 (氏名)											担当者	係				
	個人番号 又は法人番号														氏名		
														電話			

地方税法第321条の5の2及び佐伯市税条例第46条の2の規定により特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月 日以降に支給する給与所得・退職所得から徴収する税額					
申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受けた人員及び各月の支払金額 (常は常時勤務者、臨は臨時雇用者)	年 月	常 人	円	年 月	常 人	円
		臨 人	円		臨 人	円
	年 月	常 人	円	年 月	常 人	円
		臨 人	円		臨 人	円
	年 月	常 人	円	年 月	常 人	円
		臨 人	円		臨 人	円
最近において市税の滞納、納付遅延があり、それがやむを得ない理由がある場合はその理由の詳細	※該当する場合は記入してください。					
申請の日前1年以内に納期の特例につきその承認の取消通知を受けたことの有無	有 ・ 無		取消通知年月日		令和 年 月 日	

申請についての説明及び注意

申請の承認を受けようとする特別徴収義務者は、以下の要件に該当すること。

1. 給与の支払いを受ける人が常時10人未満であること。
2. 市税の滞納、納付の遅延のないこと（やむを得ないと認められる場合を除く）。
3. この申請書を提出した日以前、1年以内に納期の特例につき、その承認の取消通知を受け取ったことがないこと。

申請の承認を受けた以降に給与の支払いを受ける人が常時10人以上となった場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければなりません。

申請の承認を受けた場合は、翌年度以降も継続して納期の特例が適用されます。

特別徴収した市県民税額（給与所得分及び退職所得分）は、次のとおり納入することになります。

6月から11月までの支給分 … 12月10日までに納入

12月から翌年5月までの支給分 … 6月10日までに納入

※納期の特例の適用を受けた場合でも、税額の徴収は毎月給与支払の際に行ってください。